

鈴木綾子後援会 規 約

- 1 名 称 本会は、鈴木綾子後援会と称する。
- 2 事 務 所 本会の事務所は、東京都内に置く。
- 3 目 的 本会は、鈴木綾子氏の政治活動を支援することを目的とする
- 4 事 業 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 研究会、講演会の開催
 - (2) 機関紙、その他印刷物の発行
 - (3) 関係方面への宣伝活動
 - (4) その他、目的達成に必要な事業
- 5 会 員 本会の目的に賛同する者を会員とする。
- 6 役 員 本会は次の役員を置く。
会長、事務局長、会計責任者、会計職務代行者など
- 7 経 費 本会の経費は、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 8 会計年度 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

付 則 本規約は、平成24年3月26日より実施する。